

新座市マンションネットワーク登録制度実施要綱

(平成28年6月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震化及び管理の適正化を進める上で、不動産の区分所有形態に伴う管理不全等の様々な問題を抱える市内分譲マンションに対し、市と分譲マンション管理組合又は分譲マンション居住者の相互間において、マンションの耐震化や管理等に関する情報提供を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 新座市マンションネットワーク（以下「ネットワーク」という。）とは、市が、第5条第1項の規定により登録された分譲マンション管理組合又は分譲マンション居住者（以下「登録者」という。）に対し、マンションの耐震化に関する情報やマンション管理等に関する情報及び市のイベント紹介等の情報を提供するとともに、登録者から情報提供等を受けた場合は、その情報を他の登録者に提供する事業をいう。

(情報提供等の方法)

第3条 情報提供等は、原則として電子メールを使用して行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、電子メール以外の方法をもつて行うことができる。

(登録要件)

第4条 ネットワークの登録をすることができる者は、市内の分譲マンション管理組合又は市内の分譲マンションに居住する者とする。

(登録)

第5条 ネットワークに登録しようとする分譲マンション管理組合又は分譲マンション居住者（以下「申請者」という。）は、新座市マンションネットワーク登録申請書により、市長に申請するものとする。なお、申請書にある必要事項を電子メールにより送信することにより、登録申請に代えることができるものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その申請者に新座市マンションネットワーク登録証を交付するとともに、新座市マンションネットワーク登録簿に登録するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録内容の変更をしたときは、新座市マンションネットワーク登録変更申請書により、市長に申請するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録者は、登録の抹消を依頼しようとするときは、新座市マンションネットワーク登録抹消申請書により、市長に申請するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他のネットワークについて必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。